

JIS

UDC 621.386.1 : 616-073.75 : 615.849

Z 4703

医用X線機械装置通則

JIS Z 4703⁻¹⁹⁹⁵

(2008 確認)

平成7年3月1日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 49. 7. 1 改正：平成 7. 3. 1

官 報 公 示：平成 7. 3. 1

原案作成協力者：社団法人 日本放射線機器工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 原子力部会（部会長 浜田 達二）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部電気規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

医用X線機械装置通則

Z 4703-1995

General requirements of mechanical
units for medical X-ray equipment

1. 適用範囲 この規格は、JIS Z 4701に規定する医用X線装置に使用するX線機械装置（以下、附属品を含め、装置という。）について規定する。ただし、個別規格がある装置については、個別規格を優先する。

備考1. この規格の引用規格を、次に示す。

JIS B 1801 伝動用ローラチェーン及びブシュチェーン

JIS B 1802 ローラチェーン用スプロケット歯形

JIS C 1502 普通騒音計

JIS C 1505 精密騒音計

JIS G 3525 ワイヤロープ

JIS G 3535 航空機用ワイヤロープ

JIS T 1001 医用電気機器の安全通則

JIS T 1005 医用電気機器取扱説明書の様式

JIS Z 4005 医用放射線用語

JIS Z 4701 医用X線装置通則

JIS Z 8731 騒音レベル測定方法

2. この規格の対応国際規格を、次に示す。

IEC 601-1 (1988) Safety of medical electrical equipment, Part 1 : General requirements for safety

IEC 601-1 Amendment 1

IEC 601-2-32 (1994) Medical electrical equipment, Part 2 : Particular requirements for the safety of associated equipment of X-ray equipment

2. 用語の定義 この規格に用いる主な用語の定義は、JIS T 1001、JIS Z 4005及びJIS Z 4701によるほか、次による。

(1) 保持装置 人体の位置付け手段をもたず、X線管装置、X線映像装置などを保持する装置。

(2) 車載用装置 自動車などに積載して使用するか、又は輸送するように設計された装置。

(3) 静安全率 最大静荷重に対する安全動作荷重の比。

備考 安全動作荷重は、その部分が安全に動作する限界の荷重、又はその部分について製造業者が指定する破断荷重。

(4) 安全装置 限界を超えた動きによる危険な力、又は懸垂保持機構の事故時における懸垂物体の落下から、患者又は操作者を保護する機構。

(5) デッドマン形制御(デッドマンスイッチ) 操作器に人が力を加えている間だけその回路を作動状態に保ち、人がその力を取り除けば直ちに回路が自動的に復帰する開閉回路の制御方式(スイッチ)。

3. 環境条件 環境条件は、JIS Z 4701の4.(環境条件)による。